

マイナ保険証を利用してますか？

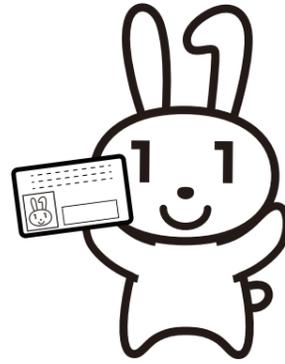
マイナンバーカードで受診するための準備

おさらい

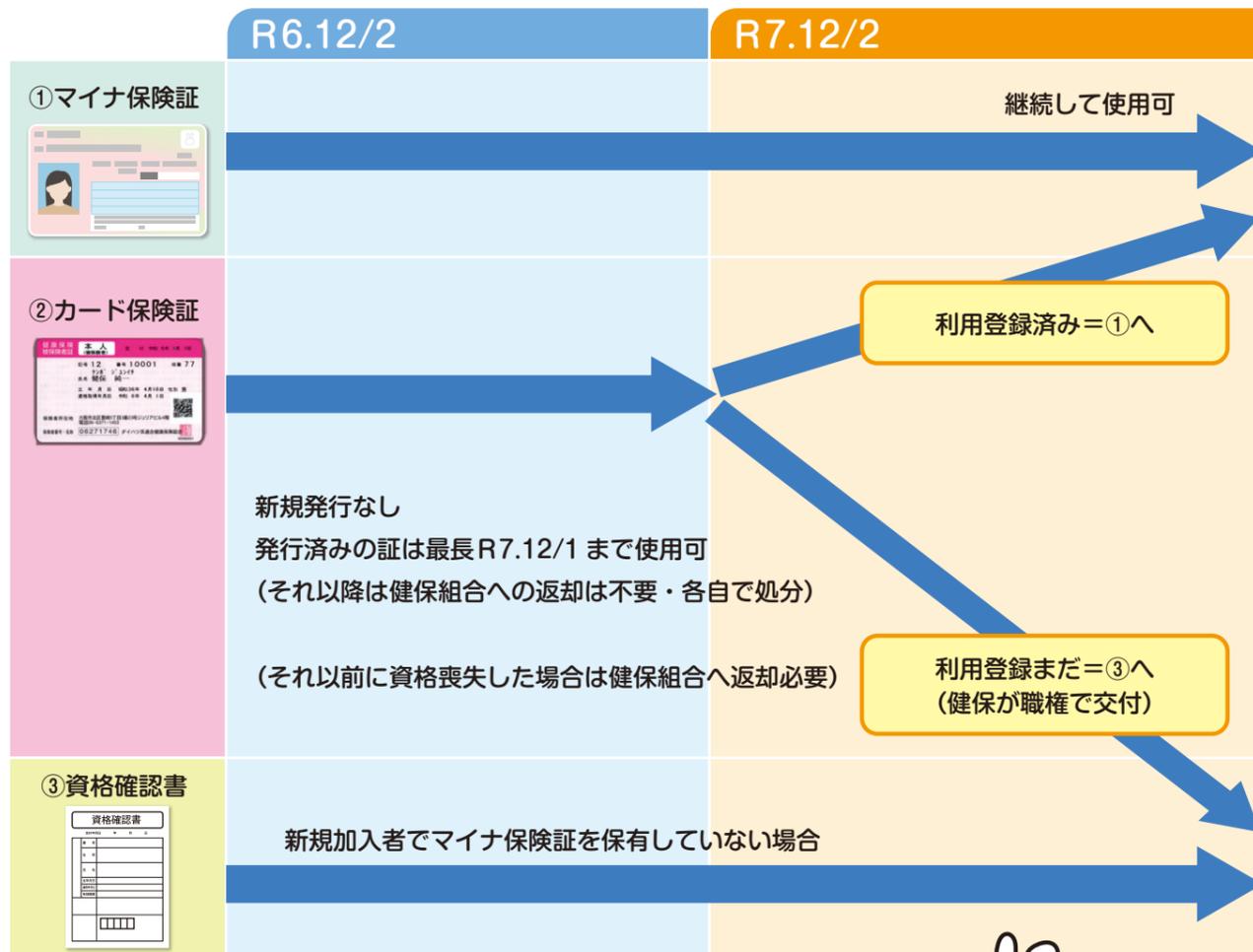
①まずはマイナンバーカードを取得



②次は保険証の利用登録



マイナ保険証移行へのスケジュール



※ 令和7年12月2日以降の受診方法は①か③ですが【①マイナ保険証】が基本です!



マイナ保険証の注意点

- 資格取得届や被扶養者異動届を事業所経由で届出してもすぐには利用できません。健保組合が国のサーバーに情報をあげて反映されるまでに最長5営業日かかります。



- マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限切れ
 - 発行日から5回目の誕生日まで
 - 2~3カ月前に案内が送付されますので市区町村の窓口へ
 - 有効期限が切れても3カ月はマイナ保険証として利用可
- マイナンバーカードの有効期限
 - 発行日から10回目の誕生日まで(18才未満は5回目の誕生日まで)

有効期限通知書が送付されます
有効期間通知書は、マイナンバーカードと電子証明書の両方またはどちらか一方の有効期限をお知らせするものです。「有効期限が到来するもの」欄に有効期限が近付いたものが記載されています。

- マイナ保険証が使えないときは
医療機関や薬局によっては、マイナ保険証によるオンライン資格確認システムが未導入、またはカードリーダーの故障で使えない場合があります。その場合は窓口で「本人確認+資格情報の提示」をしてください。
本人確認=マイナンバーカード / 資格情報の提示=資格情報のお知らせまたはマイナポータル
- 住所や氏名を変更する場合
市町村のみではなく、健保組合へも届出が必要です。

マイナ保険証のメリット

- データに基づくより良い医療が受けられる
過去のお薬や特定健診等の情報を医師や薬剤師とスムーズに共有できます。
- 高額な窓口負担が不要
入院や通院での窓口負担額が高額となっても、自己負担限度額を超える支払いが不要となります。
- 確定申告の医療費控除が簡単に
マイナポータルとe-Taxを連携させることでデータが自動入力できます。
- 医療機関で目視での資格確認が不要となり、また他人による不正利用も防止できます

